②残油処理能力の向上のための技術開発に関する措置
目標：残油処理能力向上のための技術開発を実施する。

措置の具体的内容	残油処理能力の向上の効果

Ⅲ　残油処理能力の向上以外に関する措置
(1)　コンビナート連携に関する措置
目標：石油コンビナート内の事業所間での連携を促進し、未利用又は余剰の留分を活用することにより、原油等の処理量を低減することを通じて、原油等の有効な利用を図ること。

措置の具体的内容	効果

(2)　石油残渣ガス化複合発電装置の導入に関する措置
目標：石油残渣ガス化複合発電装置（ＩＧＣＣ（Integrated Gasification Combined Cycle））の導入に合わせた残油のガス化及びその灯油、軽油等の合成燃料への転換を図ること。

措置の具体的内容	効果

(3)　技術開発に関する措置
目標：上記(1)及び(2)に係る技術開発その他の原油等の有効な利用のための技術開発に取り組むこと。

措置の具体的内容	効果

（備考）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
3　各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

附　則

第一条　この省令は、平成二十六年七月三十一日から施行する。

第二条　この省令による改正後のエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則第四条第二項の規定の平成二十六年度における適用については、同項中「毎事業年度終了後三月以内」とあるのは「平成二十六年十月三十一日まで」とする。

告　示

内閣府
○文部科学省告示第二号
厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年文部科学省厚生労働省告示第一号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年七月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

目次

第一　趣旨
第二　職員配置
第三　職員資格
第四　施設設備
第五　教育及び保育の内容
第六　保育者の資質向上等
第七　子育て支援
第八　管理運営等

第一　趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）は、幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、幼稚園及び保育所等のうち、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設を認定こども園として認定する仕組みを設けるものである。

この幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）については、地域の実情に応じた選択が可能となるよう、次に掲げる類型を認めるものである。

一　幼稚園型認定こども園

次のいずれかに該当する施設をいう。

1　幼稚園教育要領（平成二十年文部科学省告示第二十六号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

2　幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

イ　当該施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ　当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二　保育所型認定こども園

保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所

三　地方裁量型認定こども園

保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設

このように多様な類型の認定こども園を認めると同時に、いずれの類型の認定こども園においても、子どもの健やかな育ちを中心に置き、認定こども園に求められる機能の質を確保する必要がある。このため、法においては、認定こども園の認定の基準について、主務大臣が定める基準を参酌して都道府県の条例で定めることとしたものである。

なお、都道府県においてこの認定こども園の認定基準を定めるに際しては、保育行政において指定都市及び中核市が果たしている役割に鑑み、その意向に配慮すべきである。